

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和7年6月6日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件
(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2400454号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2500013号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成28年1月1日から令和元年9月1日に訂正し、平成28年1月から令和元年8月までの標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

平成28年1月1日から令和元年9月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成28年1月1日から令和元年9月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社における被保険者資格喪失年月日が平成28年1月1日と記録されているが、同社を退職したのは令和元年8月31日なので、被保険者資格喪失年月日を同年9月1日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社に係る平成28年1月から平成30年11月までの給与明細書、平成29年分及び平成30年分給与所得の源泉徴収票、請求期間終期の手帳及び日記の資料、B市から提出された請求者の令和2年度市民税・県民税・森林環境税に関する回答書から判断すると、請求者は請求期間において、同社に勤務又は在籍していたことが推認できる。

また、年金事務所から提出されたA社における平成28年の健康保険厚生年金保険被保険者算定基礎届によると、請求者について、同年4月から同年6月までの各月の報酬月額が記載されており、オンライン記録によると、同年9月から令和2年9月までの各年に係る標準報酬月額について、定時決定されていた記録が確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、請求者のA社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の記録は、令和3年4月23日付けで、前述の平成28年から令和2年までの各年の定時決定の記録を取り消した上で、平成28年1月1日に遡って資格喪失処理が行われていることが確認できる。

また、年金事務所から提出されたA社における健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届によると、請求者のほかに二人の被保険者の記載が確認できるところ、オンライン記録によると、当該二人の同社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の記録は、いずれも令和3年4月23日付けで、一人は、令和元年及び令和2年の定時決定の記録を取り消した上で、平成31年4月1日に遡って資格喪失処理が、また残りの一人も、平成27年から令和2年までの各年の定時決定の記録を取り消した上で、平成27年1月1日に遡って資格喪失処理が行われていることが確認できる。

さらに、A社に係る滞納処分票によると、同社は、平成28年5月分から社会保険料を滞納していたことがうかがえ、請求期間においても社会保険料を滞納していたことが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、請求者について、令和3年4月23日付けで行われた

遡及喪失処理は事実即したものととは考え難く、平成 28 年 1 月 1 日に遡って被保険者資格を喪失させる合理的な理由はなく、当該遡及喪失処理に係る記録は有効なものとは認められない。

したがって、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、令和元年 9 月 1 日であると認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、オンライン記録において当初記録されていた標準報酬月額の記録から、30 万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2400456号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2500007号

第1 結論

平成5年*月から平成10年2月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成5年*月から平成10年2月

私が二十歳になった平成5年*月当時、A県に移住し、A大学に在学中だったので、請求期間に係る国民年金保険料については、A市役所からB県C市にある実家に納付書を郵送してもらい両親に国民年金保険料を納付してもらっていた。

平成21年頃、D県E市在住時に、日本年金機構から年金記録に疑義があれば申し出るよう促す案内文書が届き、請求期間が未納とされていたので、父から渡された請求期間の領収書を、同封されていた提出用の台紙に全て貼り付けて送付したものの、後日、年金記録の訂正は認められない旨の回答が届いただけで、送付した領収書の返却もなかった。

そのため、日本年金機構に対して、2度ほど記録訂正及び領収書の返却を求めて申立てを行ったが、一向に進展しない状況が続いているので、調査の上、当該期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金保険料については、A市役所からB県C市にある実家に納付書を郵送してもらい両親に国民年金保険料を納付してもらっていた旨主張しているところ、請求者の国民年金手帳記号番号(*) (以下「記号番号」という。平成22年7月21日に基礎年金番号に統合済み。) については、資格取得処理日及び請求者の記号番号前後の被保険者の資格取得状況を踏まえると、平成5年10月頃にA市において払い出され、請求者が20歳に到達した同年*月まで遡って被保険者資格を取得する処理が行われたと推認できることから、当該処理時点において、請求者又は請求者の父母が、請求期間の国民年金保険料を納付することは可能であったと考えられる。

しかしながら、A市から提出された請求者に係る年金オンラインシステムの記録によると、請求期間の国民年金保険料の納付状況について、未納月数*月と記録されており、メモ欄には、請求期間中の平成8年10月17日及び平成9年3月18日に同市の推進員が請求者に対して学生免除申請書を交付し、平成9年10月9日に再訪した推進員が請求者に対して、改めて学生免除申請書を交付し、できるだけ早く免除申請書を提出するよう勧めた旨が記録されている上、請求者の記号番号に係るオンライン記録によると、平成11年11月9日付けで、2年以内の未納分に係る納付書の発行履歴が確認できることから、当該各時点において、請求期間のうち一部期間の国民年金保険料が納付されていなかったことがうかがえる。

また、A市の国民年金担当者は、請求期間当時、国民年金保険料の納付書を指定された住所(実家等)に郵送又は転送することは行っておらず、請求者に係る年金オンラインシステムにおいても郵送又は転送した事蹟も確認できない旨回答しているところ、請求者は、国民年金の

加入手続及び請求期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする請求者の父母は既に亡くなっていることから、請求者に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況を確認することができない。

さらに、請求期間の国民年金保険料の納付が可能な別の記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステム等により、請求者の当時の住所地であるA県内で氏名検索を行ったが、請求期間において、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

なお、日本年金機構は、請求者が主張する領収証書の貼付可能な台紙が封入された「お知らせ便」は存在しておらず、オンライン記録上で収録されている請求者の当時の住所を管轄する年金事務所においても請求者の主張する事蹟は確認できなかった旨回答していることから、請求者が提出したとする領収書を確認することはできない。

このほか、請求者又は請求者の父母が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2400389号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2500012号

第1 結論

請求期間について、請求者のA販売所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和51年3月1日から昭和54年7月1日まで
A販売所に勤務した期間の厚生年金保険の記録がない。

同販売所の事業主であった父(B氏)は、恩給のことも考えていると話していた記憶があり、請求期間に厚生年金保険の記録がないことに納得できないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間当時、父(B氏)が事業主であるA販売所が所在していた場所として、C県D市E町周辺の写真及び周辺の状況を記載したメモを提出しているところ、請求期間当時(昭和52年10月)の住宅地図において、請求者が主張する場所に「A町」の所在が確認できる。

しかしながら、F社から提出された資料によると、昭和50年2月1日にB氏がEで販売店の譲渡を受けた旨、昭和51年10月19日に店主がB氏から他者に変更された旨の記載が確認できることから、請求期間のうち、昭和51年10月19日から昭和54年7月1日までの期間については、Aの店主(事業主)は、請求者の父ではなかったことがうかがえる。

また、オンライン記録及び事業所名簿検索システムにより事業所名称の検索を行ったが、A販売所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない上、同販売所の事業主であった請求者の父は既に亡くなっており、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除の有無並びに同販売所が請求期間において厚生年金保険の適用事業所となる要件を満たしていたか否かについて、確認することができない。

さらに、請求者が請求期間に係る事情を知る者として姓又は氏名を挙げ、連絡先が判明した複数の者に照会を行ったが、請求者のA販売所における具体的な内容の回答はなく、請求者の同販売所における勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがうことはできない。

このほか、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。